

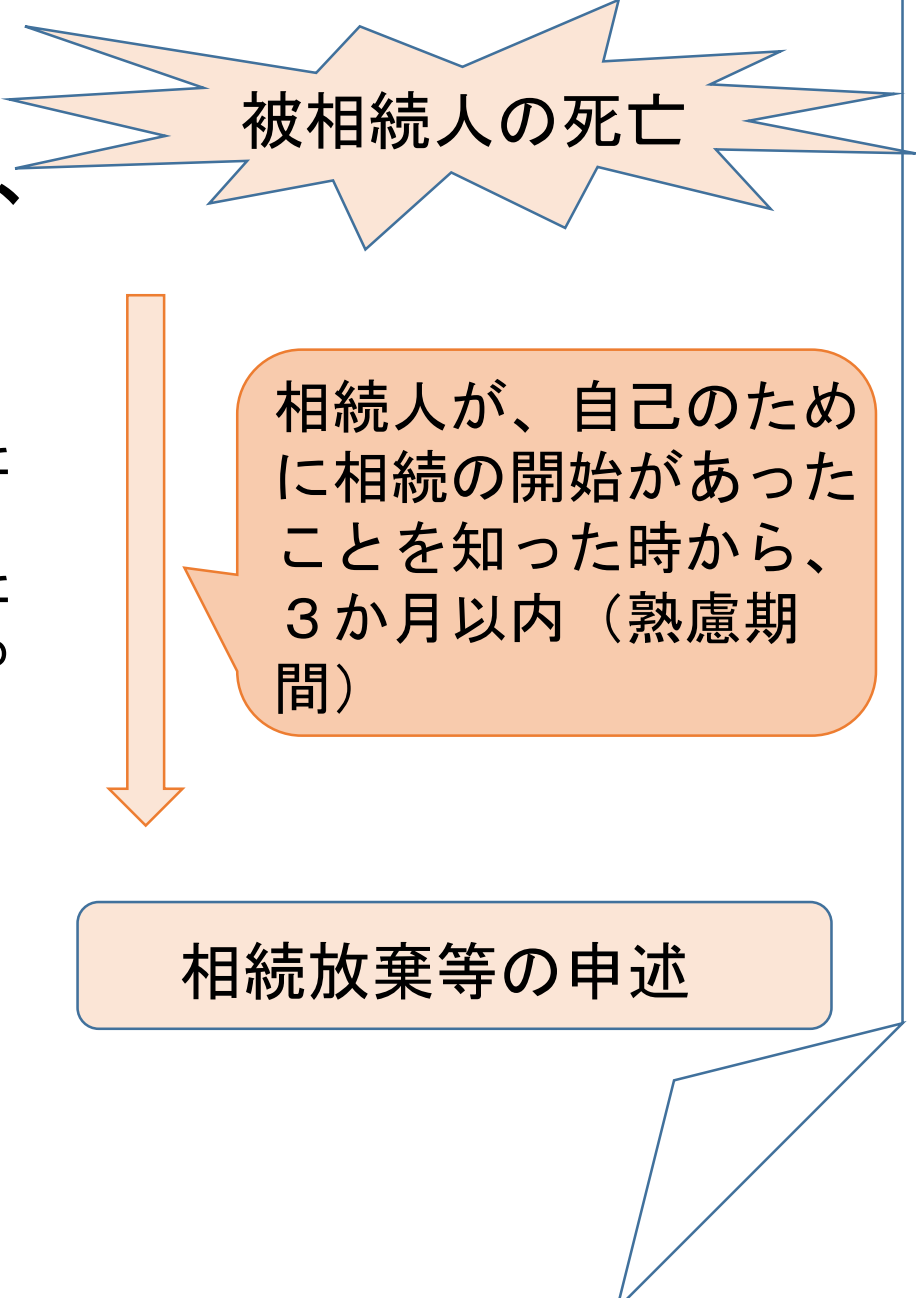
相続放棄等の熟慮期間の延長について

相続放棄等の熟慮期間

相続人は、被相続人の死亡により、被相続人の一切の財産（不動産、預貯金、借金等）を相続するが、被相続人の財産を調査し、借金等の債務を引き継ぎたくないときは、**相続放棄等**（※1、2）をすることができる。

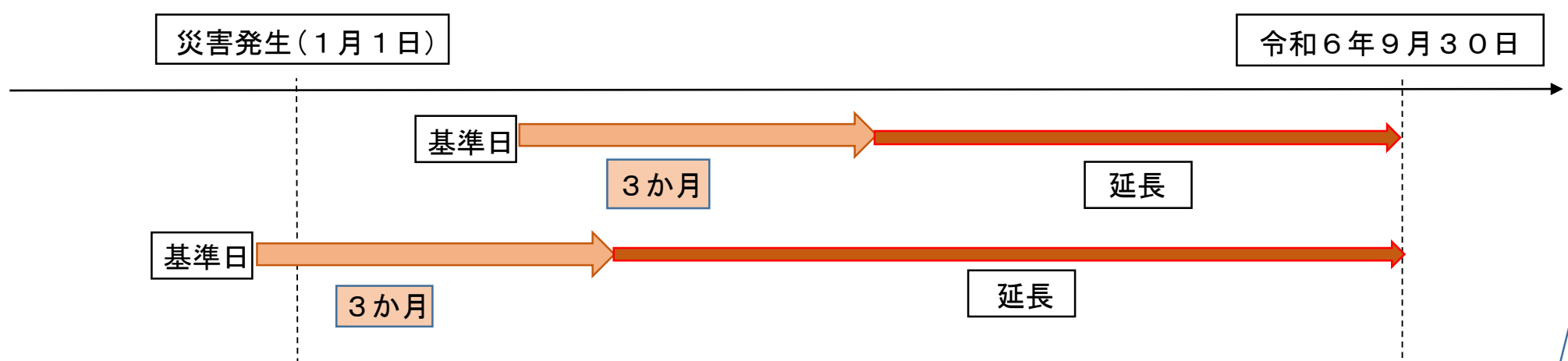
- ※1 相続放棄をすると、初めから相続人でなかったものとして扱われる。
- ※2 相続放棄のほか、限定承認（相続によって得た財産の限度で被相続人の債務を引き継ぐこと）をすることもできる。

相続人は、原則として、自己のために相続の開始があったことを知った時から**3か月以内**に、**家庭裁判所に相続放棄等の申述**をしなければならない。



特例措置の内容

政令で指定された地域に住所を有する相続人は、一律に、政令で定められた期間（**令和6年9月30日**）まで、相続放棄等の熟慮期間が延長される。



※基準日：相続人が、自己のために相続の開始があったことを知った日